

## 5-5 教育を受ける権利と、関連の問題 <基礎編>

教育はどのようなしくみで行われているのだろうか？

### 憲法と 教育基本法

平和で民主的な社会をつくり、人々が人間らしい生活を送るためには教育の機会を与えられる必要がある。そこで憲法は、「その能力に応じて、ひとしく教育を受

ける権利」を保障し、義務教育の無償を定めている。【①】

憲法の理念を教育の場で実現するため1947年に教育基本法が制定され、教育の目的は「人格の完成」にあることなどが定められた。また教育の中立性を確保し、政権党によって左右されないようにするため、「教育は国民全体に対して直接に責任をもつ」とする規定（第10条）が置かれた。

しかしこの法律は2006年12月に改定され、「伝統を尊重」し「国と郷土を愛する」態度を養うことなどが教育の目標に加えられたほか、第10条が削除された【②】。そのため「この改定によって今後、教育が個人本位から国家本位に変質してゆく恐れがある」との批判もある。

### 学校教育と 社会教育

学校教育法は、日本の学校制度について定めた法律で、義務教育を施す学校として小学校・中学校が、その他の学校として高等学校・高等専門学校（高専）・大学・大学院のほか、特別支援学校（旧盲・ろう・養護学校）、幼稚園と専門学校・各種学校が、規定されている。学校教育法が定める学校以外の学校としては、防衛大学校（国立）や航空大学校（国立）などがある。学習塾は個人や団体が営利企業として営業するもので各種学校に当たる。【③】

設立者についてみた場合、学校は国や地方公共団体が設立した国公立学校と、学校法人などが設立した私立学校に分けられる。憲法は、公の支配に属さない教育などの事業に対して公の財産を支出・利用することを禁じているが、私立学校は「公の支配に属する」ものとされ、財政的な援助が与えられている。

### 文科省と 教育委員会

教育行政を担う組織として、国には文部科学省がおかれている【④】。また各都道府県・市町村には教育委員会が置かれ、それぞれの地方公共団体の教育を管理している。これは地方公共団体の教育の中立性を守り、首長の党派的な考え方によって左右されないようにするためである。しかしかつては住民が選挙で選ばれていた（公選制）教育委員が、現在では地方公共団体の首長が任命しているので（任命制）、その政治的中立性はあいまいになっている。

①それゆえ教育を受ける権利は、「社会権」の一つとされている。

②新しい教育基本法においては、教育の内容や方法に対して、政府がこれまでよりも介入しやすくなったといわれる。

③教育は学校以外の場所でも行われる。図書館・博物館・美術館・公民館などにおける教育活動を社会教育という。

④文部科学省は、教育課程の基準として学習指導要領を制定し、各学校の教科科目とその内容などについて定めている。

コメント [Tt1]: 2007年度教科書『現代社会』（東書・現社001）  
p120